特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	子どものための教育・保育給付に関する事務（認定こども園入園事務） 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東かがわ市は、認定こども園入園事務において、特定個人情報の取扱いに際し、個人のプライバシー等の権利権益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

東かがわ市長

公表日

令和8年10月27日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付に関する事務（認定こども園入園事務）
②事務の概要	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 ①支給認定若しくは支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②支給認定証に関する事務 ③届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ④職権による支給認定の変更の認定に関する事務 ⑤支給認定の取消しに関する事務 ⑥児童福祉法第24条第3項の調整又は要請に関する事務 ⑦児童福祉法第24条第4項から第6項までの措置に関する事務 ⑧児童福祉法第56条第2項又は第3項の費用徴収に関する事務 ⑨マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務 ⑩マイナポータルのお知らせ機能により通知する事務
③システムの名称	子ども子育て支援システム、保育システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
子ども子育て支援ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項別表第9、127の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第19条第8号別表第17、第155の項 【情報提供の根拠】 実施しない	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保育教育課
②所属長の役職名	保育教育課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒769-2792　香川県東かがわ市湊1847-1　東かがわ市役所 総務部 総務課 TEL0879-26-1214
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒769-2792　香川県東かがわ市湊1847-1　東かがわ市教育委員会 保育教育課 TEL0879-26-1231
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報等を取り扱う際には、のぞき見や書類の紛失等の情報漏えい等の防止を徹底していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	[　] 自己点検	[○] 内部監査	[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定していることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数　計数時点	平成26年９月１日時点	平成31年４月１日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数　計数時点	平成26年９月１日時点	平成31年４月１日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ　リスク対策	―	評価書のとおり	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ関連情報 7．請求先	東かがわ市役所　市民部 子育て支援課 ℡0879-26-1231	東かがわ市教育委員会　子育て支援課　℡0879-26-1231	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ関連情報 7．連絡先	東かがわ市役所　市民部 子育て支援課 ℡0879-26-1231	東かがわ市教育委員会　子育て支援課　℡0879-26-1231	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ①部署	子育て支援課	保育教育課	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	保育教育課長	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒769-2792　香川県東かがわ市湊1847-1　東かがわ市教育委員会 子育て支援課 ℡0879-26-1231	〒769-2792　香川県東かがわ市湊1847-1　東かがわ市教育委員会 保育教育課 ℡0879-26-1231	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒769-2792　香川県東かがわ市湊1847-1　東かがわ市教育委員会 子育て支援課 ℡0879-26-1231	〒769-2792　香川県東かがわ市湊1847-1　東かがわ市教育委員会 保育教育課 ℡0879-26-1231	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成31年４月１日時点	令和6年４月１日時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成31年４月１日時点	令和6年４月１日時点	事後	
令和8年3月16日	事務の名称	保育所入所事務	認定こども園入園事務	事後	
令和8年3月16日	事務の概要	保育所に入所する児童の世帯や税情報を調査	認定こども園に入園する児童の世帯や税情報を調査	事後	
令和8年3月16日	③システムの名称	子ども子育て支援システム 保育システム	子ども子育て支援システム 保育システム 中間サーバー	事後	
令和8年3月16日	3．個人番号利用	児童福祉法、東かがわ市保育の実施に関する条例 東かがわ市保育の実施に関する条例施行規則 東かがわ市一時預かり事業実施要綱	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項別表第9、127の項	事後	
令和8年3月16日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法別表第1（8）	【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第19条第8号別表第17、第155の項 【情報提供の根拠】 実施しない	事後	
令和8年3月16日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒769-2792　香川県東かがわ市湊1847-1　東かがわ市教育委員会 保育教育課 ℡0879-26-1231	〒769-2792　香川県東かがわ市湊1847-1　東かがわ市役所 総務部 総務課 ℡0879-26-1214	事後	
令和8年3月16日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和6年４月１日時点	令和7年４月１日時点	事後	
令和8年3月16日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和6年４月１日時点	令和7年４月１日時点	事後	
令和8年3月16日	8　人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報等を取り扱う際には、のぞき見や書類の紛失等の情報漏えい等の防止を徹底していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更
令和8年3月16日	11　最も優先度が高いと考えられる対策		情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定していることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更
令和8年10月27日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	認定こども園入園事務	子どものための教育・保育給付に関する事務 （認定こども園入園事務）	事後	
令和8年10月27日	②事務の概要	認定こども園に入園する児童の世帯や税情報を調査	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 ①支給認定若しくは支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②支給認定証に関する事務 ③届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ④職権による支給認定の変更の認定に関する事務 ⑤支給認定の取消しに関する事務 ⑥児童福祉法第24条第3項の調整又は要請に関する事務 ⑦児童福祉法第24条第4項から第6項までの措置に関する事務 ⑧児童福祉法第56条第2項又は第3項の費用徴収に関する事務 ⑨マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務 ⑩マイナポータルのお知らせ機能により通知する事務	事後	
令和8年10月27日	③システムの名称	子ども子育て支援システム 保育システム 中間サーバー	子ども子育て支援システム 保育システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	事後	